職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェアの調達 質問回答

項番	書類名	該当頁	項目名	質問	回答
1	別紙1 仕様書	別記	ソフトウェアの仕様	ライセンスプログラムの指定(Microsoft Products and Services Agreement)となっていますが利用期間提供ができる保証がないため利用期間提供できるライセンスプログラムであればそちらでのご提供でも問題ないでしょうか。	問題ございません。
2	別紙1 仕様書	5	納品(2)	現状の利用期間だとキッティング作業をする期間 が含まれていない仕様となっています。キッティ ング期間が必要な場合には明示頂けないでしょう か。その期間を利用期間に含めないと令和3年12 月1日より前にライセンスの提供ができない可能 性があります。	キッティングについては9月〜11月中旬の間に実施しますが、その期間においてはライセンスは有効化しない想定です。作業の具体的なスケジュールについては機器の調達によるため、契約後別途お伝えいたします。
3	別紙1 仕様書	5	納品(3)ア、イ	ライセンスの納品のため、この内容については本 調達とは関係ないという認識でよろしいでしょう か。	お見込みのとおりです。
4	別紙3 契約書案			契約書に月額の記載がありますが本調達のライセンスで支払い方法に月額という考えがないため受注者との協議ができるという認識でよろしいでしょうか。	協議は可能です。 ただし、予算の都合上、年度別での支払いは必須 となります。